

# 琴平町耐震改修促進計画

令和4年3月

琴 平 町

# 目 次

## 第1章 基本的事項

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 計画策定の背景          | 1 |
| 2 | 計画の目的            | 2 |
| 3 | 計画策定の位置づけ        | 2 |
| 4 | 計画の期間            | 2 |
| 5 | 対象区域・対象建築物       | 2 |
| 6 | 想定される地震の規模、被害の状況 | 2 |

## 第2章 建築物の耐震化の現状と目標

|   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 特に耐震化を図るべき建築物 | 5 |
| 2 | 耐震化の現状と目標     | 6 |

## 第3章 耐震化の取り組み方針

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 町有施設の耐震化に関する事項   | 7 |
| 2 | 民間建築物の耐震化に関する事項  | 7 |
| 3 | 地震発生時に通行を確保すべき道路 | 8 |

## 第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開

|   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 1 | 耐震化の推進のための基本的な取り組み | 9  |
| 2 | 耐震化に係る啓発           | 9  |
| 3 | 耐震化に係る関連施策の推進      | 10 |

## 第5章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

|   |          |    |
|---|----------|----|
| 1 | 助成制度     | 11 |
| 2 | 融資制度・税制度 | 11 |

## 第1章 基本的事項

### 1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、同年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定されました。

また、平成17年3月の国の中央防災会議では、今後10年間で地震による死者数等を半減させることを目標とする地震防災戦略が決定されるとともに、同年6月の地震防災推進会議では、住宅及び特定建築物の耐震化率を現状の75%から10年後に90%にするという提言が取りまとめられました。

これらを受け、平成17年11月に法が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）を示し、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年度末までに90%、平成28年3月の国の基本方針の改正では令和2年度末までに95%とする目標を定めました。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災では、一度の災害としては、戦後最大の人命が失われるなど、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらしました。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7を観測した揺れが連続で発生し、住家の全半壊の被害は約4万3千棟にのぼるなど大きな被害を受けました。活断層が多く存在する日本では、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識が、さらに高まりました。

その後も、平成28年10月の鳥取県中部地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生し、旧耐震基準により建築された住宅やブロック塀の耐震対策の必要性が再認識されたところです。

一方で、平成30年には、今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、「70%程度」から「70～80%」に引き上げられ、この地震が発生すると、本町でも甚大な被害が発生すると想定されるとともに、令和2年にパンデミックを起こした新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における感染拡大防止対策のための観点から新たな避難行動（在宅避難や分散避難）が示され、住宅・建築物の耐震化を加速するための施策の強化は喫緊の課題となっています。

今般、国の基本方針が改正され、令和3年10月に県が「香川県耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「第三次県計画」という。）を策定したことから、当該改正内容を踏まえ、琴平町地域防災計画との整合を図りつつ、建築物の耐震診断・耐震改修の促進を計画的に推進するため、琴平町耐震改修促進計画を改正するものです。

## 2 計画の目的

本計画は、法第6条第1項に基づき、本町における住宅・建築物の耐震化を促進し、近い将来発生が予測されている南海トラフを震源とする大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的・経済的被害の軽減を図ることを目的とします。

## 3 計画策定の位置づけ

国の基本方針及び香川県が策定した第三次県計画を踏まえて、本町の「琴平町地域防災計画」と整合性のある計画と位置づけます。

## 4 計画の期間

この計画の期間は、国の基本方針の目標設定年度及び第三次県計画に合わせ令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

## 5 対象区域・対象建築物

対象区域は琴平町内全域とし、対象建築物は主に旧耐震基準（昭和56年6月1日の耐震基準の見直しがされる以前に工事着工した建築物に適用されていた耐震基準）で建てられた住宅・建築物とします。

## 6 想定される地震の規模、想定される被害の状況

将来県内において被害が予想される地震として、

- ①南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（L2）
- ②南海トラフを震源域とする発生頻度の高い地震（L1）
- ③中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）を震源域とする地震
- ④長尾断層を震源域とする地震

があります。

このうち、本計画では、想定する地震を①南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（L2）とします。その被害は次表のように想定されています。

南海トラフ<sup>※1</sup>を震源域とする海溝型地震による被害想定（最大クラス<sup>※2</sup>）

（平成 25 年 3 月 31 日、8 月 28 日県公表による）

| 項 目                   |                            | 被 害 想 定 結 果                      |       |
|-----------------------|----------------------------|----------------------------------|-------|
| 条<br>件                | 震源域                        | 南海トラフ                            |       |
|                       | モーメントマグニチュード <sup>※3</sup> | 9.0                              |       |
| 地<br>震<br>の<br>予<br>測 | 震度分布                       | 5 強 ～ 6 弱                        |       |
|                       | 液状化危険度区分 <sup>※4</sup>     | 危険度Dの地域が広く分布しているが、一部危険度B及びCの地域あり |       |
|                       | 津波                         | 危険性はなし                           |       |
| 建<br>物<br>被<br>害      | 揺れによる被害                    | 180 棟                            |       |
|                       | 液状化による被害                   | 少ないが被害あり                         |       |
|                       | 急傾斜地崩壊による被害                | 少ないが被害あり                         |       |
|                       | 合計（冬 18 時 <sup>※5</sup> ）  | 180 棟                            |       |
| 人<br>的<br>被<br>害      | 死者（冬深夜 <sup>※5</sup> ）     | 10 人                             |       |
|                       | 負傷者（冬深夜 <sup>※5</sup> ）    | 190 人                            |       |
|                       | 避難者（冬深夜 <sup>※5</sup> ）    | 避難所                              | 260 人 |
|                       |                            | 避難所以外                            | 170 人 |

（注意事項）

- ※1 南海トラフ：プレートが沈み込み、海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」と呼びます。そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいます。南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約 4,000m もある巨大な海溝の溝です。
- ※2 最大クラス：千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす地震・津波です。
- ※3 モーメントマグニチュード：地震は地下の岩盤がずれて起こるものです。この岩盤のずれの規模をもとにして計算したマグニチュード（地震のエネルギー）をモーメントマグニチュードといいます。
- いわゆるマグニチュードは、日本では、気象庁マグニチュードを指し、地震計で観測される波の振幅から計算した地震のエネルギーであり、規模の大きな地震になると、岩盤のずれの規模を正確に表せません。これに対して、モーメントマグニチュードは、巨大地震の規模を物理的に評価するのに適しており国際的に使われています。

※ 4 液状化危険度区分

危険度 A：液状化危険度はかなり高い

危険度 B：液状化危険度は高い

危険度 C：液状化危険度は低い

危険度 D：液状化危険度はかなり低い

※ 5 被害の算定にあたっての条件：本被害想定の結果は、最大の被害となる時間帯の合計を表します。

## 第2章 建築物の耐震化の現状と目標

### 1 特に耐震化を図るべき建築物

#### (1) 住宅

住宅は、個人の生活基盤であり、町民の生命、身体、財産を保護するために積極的に耐震化を促進します。

#### (2) 多数の者が利用する建築物

大規模な地震発生時の被害軽減と、災害対策初動期の機能確保のため、多数の者が利用する建築物のより一層の耐震化が必要です。このため、多数の者が利用する建築物（次表に掲げる用途、規模のもの）について、積極的に耐震化を促進します。

| 用途  |                                   | 規模                                   |
|---|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行・情報伝達施設等（国、県、市町の防災拠点となる庁舎、警察署、消防本部等） |                                   | 階数3以上<br>及び1,000㎡以上                  |
| 学<br>校  | 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程<br>若しくは特別支援学校 | 階数2以上<br>及び1,000㎡以上<br>※屋内運動場の面積を含む。 |
|   | 上記以外の学校（幼稚園、幼保連携型認定こども園は除く）       | 階数3以上<br>及び1,000㎡以上                  |
| 体育館（一般公共の用に供されるもの）                                      |                                   | 階数1以上<br>及び1,000㎡以上                  |
| 老人ホーム、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの                           |                                   | 階数2以上<br>及び1,000㎡以上                  |
| 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園等                                    |                                   | 階数2以上<br>及び500㎡以上                    |
| 病院、診療所  |                                   | 階数3以上<br>及び1,000㎡以上                  |
| 公営住宅等   |                                   | 階数3以上<br>及び1,000㎡以上                  |
| ホテル、旅館  |                                   | 階数3以上<br>及び1,000㎡以上                  |
| マーケットその他の物品販売業を営む店舗等                                    |                                   | 階数3以上<br>及び1,000㎡以上                  |
| 集会場、博物館等  |                                   | 階数3以上<br>及び1,000㎡以上                  |

### (3) 緊急輸送路沿いの建築物

香川県地域防災計画で位置づけられた緊急輸送路のうち町内の道路（以下「緊急輸送路」という。）沿いにある建築物等の耐震化を促進します。

## 2 耐震化の現状と目標

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の現状及び目標は、次のとおりです。

### (1) 住宅

| 区 分 | 現状の耐震化率<br>(平成 30 年) | 目標の耐震化率<br>(令和 7 年度末) |
|-----|----------------------|-----------------------|
| 住 宅 | 84%                  | 91%                   |

### (2) 多数の者が利用する建築物

| 用 途   | 耐震化率<br>(令和 2 年度末) | 耐震化率の目標<br>(令和 7 年度末) |
|---|--------------------|-----------------------|
| 災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行・情報伝達施設等（国、県、市町の防災拠点となる庁舎、警察署、消防本部等） | 75%                | 100%                  |
| 学校（小学校、中学校等）  | 100%               | 100%                  |
| 学校（高等学校、大学等）  | 100%               | 100%                  |
| 体育館（一般公共の用に供されるもの）                                      | 100%               | 100%                  |
| 老人ホーム、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの                           | 100%               | 100%                  |
| 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園等                                    | 100%               | 100%                  |
| 病院、診療所  | 83%                | 100%                  |
| 公営住宅等   | 100%               | 100%                  |
| ホテル、旅館  | 62%                | 85%                   |
| マーケットその他の物品販売業を営む店舗等                                    | 100%               | 100%                  |
| 集会場、博物館等  | 67%                | 100%                  |
| 飲食店等  | 50%                | 100%                  |



## 第3章 耐震化の取り組み方針

### 1 町有施設の耐震化に関する事項

#### (1) 耐震化を図る建築物

町有施設について、地震等の大規模な災害が発生した場合に、災害応急活動の拠点となる防災対策上重要な施設を優先的に、耐震化を推進します。

##### ①防災拠点施設

- ・災害本部設置庁舎

##### ②避難場所に指定されている施設

- ・公民館、コミュニティセンター、体育館

##### ③要援護者施設

- ・社会福祉施設等

#### (2) 耐震化に努める建築物

##### ①法第14条各号に規定する特定既存耐震不適格建築物

既存耐震不適格建築物の所有者は、法第14条に基づき当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めることとされています。

##### ②その他の町有施設

その他町有建築物についても、その施設の使用状況等を勘案の上、必要に応じて耐震性の確保を図るものとします。

### 2 民間建築物の耐震化に関する事項

民間建築物の耐震化は、住宅や建築物の所有者または管理者が、地域防災対策の観点から、自己の問題、地域の問題として意識して、自己の責任において耐震対策を行うことが重要であり、個々の住宅・建築物が耐震化を図ることによって、災害に強い町づくりが推進されることとなります。

#### (1) 耐震化の啓発と支援

町は、広報・回覧・ホームページ等により建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性等について積極的な普及・啓発に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修にかかる支援を行います。

#### (2) 耐震性の強化

県及び関係団体等が行う建築技術者に対する耐震診断・耐震改修技術の講習会等に協

力するとともに、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及に努め、建築物の耐震性の確保を図ります。

### 3 地震発生時に通行を確保すべき道路

建築物の倒壊により道路が閉塞され緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる恐れのある道路は以下のとおりとします。

- ①第三次県計画による「地震発生時に通行を確保すべき道路」
- ②琴平町地域防災計画に定める緊急輸送路
- ③避難路・通学路

このうち、第三次県計画で指定された避難路の沿道建築物（耐震関係規定に適合しない建築物に限る。）については、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられていることから、優先的に耐震化に取り組むよう努めます。

具体的には、県とともに戸別訪問を行い、対象建築物所有者に耐震対策の実施を呼びかけます。

※緊急輸送路とは、地震発生時の人命救助及び災害応急対策を実施するための要員、生活物資及び復旧資機材等の輸送を、円滑かつ確実に実施するための道路です。

## 第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開

### 1 耐震化の推進のための基本的な取り組み

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者が地域防災対策を自己の問題、地域の問題として意識して地震防災対策に取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者等の取り組みを支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や施策を推進します。

### 2 耐震化に係る啓発

#### (1) 地域の危険度周知

町の防災性を高め、災害に強いまちづくりを推進するためには、町民が居住している地域の状況について理解し、日頃から十分な備えと対策を講じておくことが重要となります。

このことから、地域の危険性に対する町民や事業者の意識啓発を図るため、町は「琴平町防災マップ」等を活用して地域の危険度の周知に努めます。

#### (2) 耐震診断・耐震改修に関する相談窓口

住宅や建築物の耐震化を推進するにあたり、町民や事業者が身近な問題として気軽に相談できる環境を整える必要があります。

このことから、町では窓口において、住宅リフォーム相談と併せて住宅や建築物の耐震化に係る相談や情報提供を行い、さらに関係機関と連携し周知・広報等を行い、耐震化の推進を図ります。

#### (3) 普及啓発

町民や事業者が耐震診断及び耐震改修を実施するためには、耐震化の考え方や基準、情報などを正確に把握することが重要です。

町民にとって住宅や建築物の耐震化を身近なものとするため、国・県ならびに関係機関作成の耐震化に関する資料・パンフレット等を窓口で常備し、配布します。また、町の広報・ホームページ等により耐震化が町民に広く普及していくよう努めます。

なお、住宅の耐震診断及び耐震改修等については、「香川県市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」※に基づき普及啓発に取り組んでいきます。

※「香川県市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」：補助事業を実施する県内の市町が、県と協働し住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画です。

#### (4) 自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの生命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。

町内の自主防災組織と連携した防災活動を行っていますが、さらに自主防災組織の充実と地震対策に関する啓発を推進します。

### 3 耐震化に係る関連施策の推進

#### (1) 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修、民間施設の危険なブロック塀等の撤去に掛かる費用の補助

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修や民間施設の危険なブロック塀等の撤去に掛かる費用の全部または一部を補助することにより、災害に強いまちづくりの推進を目指します。

#### (2) ブロック塀・石塀等の転倒防止策、野外工作物の落下物対策

地震発生時には、コンクリートブロック塀の倒壊等や窓ガラス・外装材・広告塔等の落下物による被災者が出るのが予想されます。

町においては、県が実施するコンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導に協力するものとします。

#### (3) 家具等の転倒防止対策

地震発生時における屋内収容物の転倒によって、多くの方が被災していることから、家具・電気製品類の固定方法や転倒防止対策に関するパンフレット等の配布や広報・ホームページを通じて、町民ならびに事業者に向けて普及啓発に努めます。

#### (4) 協議会等との連携

香川県が設置する「香川県耐震改修促進計画推進協議会」の施策や、関係団体等が行なう下記の事項について連携を図り、耐震化の促進に協力します。

- ・耐震診断、耐震改修等の相談の実施
- ・耐震診断、耐震改修等の講習会の開催
- ・耐震化に関する情報提供

## 第5章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

### 1 助成制度

#### (1) 助成制度の概要

- ①町は、旧耐震基準で建築された住宅・建築物に対して、国の助成制度を活用し、県と連携して町の予算の範囲内で耐震診断・耐震改修等の助成を実施します。
- ②町は、地震発生時における危険なブロック塀等の倒壊による事故を防止し、緊急輸送路や避難路の機能及び安全を確保するため、町の予算の範囲内で、町が定める道路に面した危険ブロック塀等の撤去を行う所有者等に対し助成を実施します。

#### (2) 内容等

助成制度の内容については、別途要綱等において定めます。

### 2 融資制度・税制度

#### (1) 融資制度

耐震改修に要する経費について、住宅の場合は独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）において融資制度があるため、その活用が図られるよう周知に努めます。

#### (2) 税制度

耐震改修に係る利用可能な主な税制度として、現在下記のものがあり、その活用が図られるよう制度の周知に努めます。

##### 耐震改修促進税制

##### ①住宅

- ・所得税：令和3年12月31日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）をその年分の所得税から控除
- ・固定資産税：令和4年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1年間1/2に減額（特に通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1/2に減額）

##### ②建築物

- ・固定資産税：法により耐震診断が義務付けられている建築物で耐震診断が報告されたものについて、平成26年4月1日から令和5年3月31日までの間に政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額（耐震改修工事費の2.5%が限度）

※制度は琴平町耐震改修促進計画改正時のものであり、変更になる場合があります。